

国立公園における適正な利用の促進に関する既存の取組事例（概要）

資料1-1

	小笠原NP（南島）	小笠原NP（海域）	屋久島NP（山岳部）	知床NP（知床五湖）	日光NP（奥日光）	奄美大島NP（金作原）	阿蘇くじゅうNP（町古閑牧野）
主な利用の状況	○ポートツアーやシーカヤックツアーでの上陸。 ○指定ルートのみ利用可能。	○ホエールウォッチング（ザトウクジラ・マッコウクジラ） ○ドルフィンスイム（ミナミハンドウイルカ・ハシナガイルカ）	○トレッキング日帰りや1泊2日といったコースあり。	○知床五湖におけるウォークツアー ・利用調整地区内は有料ガイドツアー、高架木道上は自由な散策が主流。	○奥日光エリアでは戦場ヶ原ガイドハイキングが主	○徒歩による散策。奄美大島の貴重な植物や、ルリカケスやキノボリトカゲなどの動物の鑑賞	○草原トレイルウォーキングと草原ライド（MTB）のみ実施
適正な利用の推進に関する制度	・東京都が定めた要綱によりガイド同行を義務化、利用者数の上限を設定。 ・利用のガイドラインが定められている。 ・11月～翌1月まで入島禁止（年末年始を除く）	・小笠原ホエールウォッチング協会による自主ルールを設定。 ・小笠原村観光協会による自主ルールを設定。	・屋久島公認ガイド利用推進条例によるガイド登録制度を実施しており、ガイド利用を推進。 ・公認ガイド、認定ガイド、登録ガイドの計3段階の認定制度を構築	・自然公園法の利用調整地区の導入により、立入人数の上限の設定や事前レクチャーを実施。	・日光湯元ビジターセンターが「フィールドへ出るときルール・マナー」をHPに掲載。 ・奥日光地域のガイド事業者と一緒にガイドの統括組織を作る動きがある。	・2019年2月より試行的な自主ルールとして「金作原利用適正化 試行ルール」を開始。 ・特定時期の認定ガイドの同伴、ツアー数の制限などの要請を行っている。	・牧野への立入は関係者のみが立入可能であったが、ガイド同伴であれば一般参加者でも立入可。 ・牧野管理上、輪地切り～野焼きまでの12月～4月限定。
制度管理に係る組織体制等	【東京都】 東京都自然ガイドの養成、モニタリング調査の実施。 【小笠原村】 適正な利用のルールの周知、整備等。東京都へ利用実績の提出。	（一社）小笠原ホエールウォッチング協会 （一社）小笠原村観光協会 ガイド部	【公認ガイド】 屋久島町 【認定ガイド・登録ガイド】 屋久島町エコツーリズム推進協議会 資格の認定及び抹消は協議会が実質的に運営。	知床五湖の利用のあり方協議会 行政機関、自治会、地元観光事業者等 （事務局 環境省、北海道、斜里町） 指定認定機関（財）知床財団	日光自然ガイド協議会（仮称）	奄美大島利用適正化連絡会議 行政機関・民間事業者等 （事務局：環境省・林野庁・鹿児島県・奄美市）	町古閑牧野組合 （事務局：NPO法人ASO田園空間博物館）
利用上の課題	○安全管理対策 体力が必要なツアーが多く、離島であることも踏まえ安全管理には十分留意する必要がある。 ○ガイドの水準維持・向上 知識や技術に関するレベルアップが求められる。 ○利用モニタリング 遵守状況に関するモニタリング等が求められる。	南島と同様。	○利用者の増加による影響 混雑、野生動物の馴れ、ゴミの投棄（意図せぬ餌付け）、踏圧による裸地化の進行などによる利用体験の質への影響等 ○ガイドの質の水準維持 ガイド数の増加に伴い、過剰利用など水準の設定と維持が必要となる。	○ヒグマの人馴れ 利用調整地区内においても、ヒグマの接近 / 遭遇事案が増加。 ○人のヒグマ慣れ 後続ツアーの中止にも繋がるため、ガイドツアーの中止判断が消極化する傾向	○戦場ヶ原における利用集中 小学生を対象としたガイドハイキングが集中混雑し、一般のハイカーからの苦情や木道から転落する等のオーバーユース状態となる。 ○域外ガイドの知識・技術不足 県外のガイドの中には奥日光に対する知識が不十分で、適切なガイドが行われていない場合がある。	○ルールの遵守 試行的に実施している利用ルールについて、実施直後から認定ガイド同行が守られていないと指摘されている。現状では、特に罰則規定などは存在しない状況である。	○牧野の衛生管理 解放利用にあたっては、口蹄疫対策などが必要。 ○ガイドの確保 牧野についての説明や、各対象者の活動に適したガイドの確保、育成。 ○無断立入りへの対応 無断での牧野立入が禁止であることと同時にガイド同伴であれば立入可能であることを周知する必要あり。
利用上の課題への対応の方向性	○ガイド制度に基づく講習会の開催 ・1年に2回、安全管理講習や南島の動植物などに関する講習会を開催。 ○利用に関する検討 ・GWや夏季繁忙期、年末年始の利用者が多い時期に、適正な利用が行われているかのモニタリング調査を実施。	○利用に関する検討、ルールの周知 ・利用繁忙期において、適正な利用が行われているかのモニタリング調査を小笠原ホエールウォッチング協会が実施。 またSNSや村内広報誌に、自主ルール周知の文章・イラストを掲載。 事業者同士の会合にも参加し、自主ルールの目的や内容について説明。	○ガイド育成 ガイドの登録制度を見直し、基準等を整理して「登録ガイド」、「認定ガイド」、「屋久島公認ガイド」の計3段階の認定制度を構築し、段階分けをした。	○より安全な利用環境の確保 ・関係者の連携により、リスク管理をこれまで以上に進める。 ○利用ルールに係る情報発信 ・ヒグマの人馴れを発生させる行為については区域外も含めて迷惑行為と位置づけ、注意喚起をはかる。	○ガイド育成・認知度向上 ・ガイドの組織化により、ガイドの技術向上、情報発信、未利用地における適正な利用促進を検討。	○ルール遵守の徹底 試行ルールは開始したばかりであり、ルール順守の徹底に向けて、県や自治体との連携を図る。 ○試行ルールの運用を踏まえた改善 会員から認定ガイド同行が守られていないとの指摘が出ていることを踏まえ、エコツーリズム推進法や条例等による強制力のあるルール化に向け、関係機関において検討が進められている。	○ガイドの資質向上 「牧野ガイド認定制度」を創設し、各ガイドに求められる能力を明確化するとともに、ガイド養成講座を開催。 ○看板の設置による周知 「町古閑牧野の立入りについて」の看板を牧野の各処に設置し、立入りはガイド同伴の団体に限ること、立入可能期間などを周知。